



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当 日 が 県 の 休 日 に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則（行政改革推進課） 1
- 沖縄県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則（医務課） 2

告 示

- 森林病害虫等防除法に基づく命令の内容の公表・3件（森林緑地課） 3
- 公共測量の実施の終了の通知（道路管理課） 5

公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告・3件（科学技術振興課） 5

訓 令

- 沖縄県の公共事業の施行に伴う損失補償基準の一部を改正する訓令（用地課） 9

病院事業局事項

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（県立中部病院） 10
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（県立南部医療センター・こども医療センター） 10

規 則

沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月21日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県規則第56号

沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則

沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第25条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

第32条の3第4号中「財団法人」を「公益財団法人」に改める。

第59条第8号中「の総括」を削り、同条第10号中「農作物奨励品種選定審査」を「農作物奨励品種選定」に改め、同条第12号中「及び農業共済組合連合会」を削る。

第69条第4号中「財団法人」を「公益財団法人」に改める。

第70条第9号中「工業所有権等」を「産業財産権」に改める。

第71条第5号中「社団法人」を「公益社団法人」に改める。

第72条第5号中「産業高度化地域」を「産業高度化・事業革新促進地域」に改める。

第74条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

第75条第16号中「財団法人」を「公益財団法人」に改める。

第77条第9号中「及び沖縄県観光振興計画」を削る。

第78条第12号中「観光振興地域」を「観光地形成促進地域」に改める。

第81条第9号中「財団法人」を「公益財団法人」に改める。

第115条中第19号を削り、第20号を第19号とし、第21号から第32号までを1号ずつ繰り上げる。

「
県一円（名護市、国頭郡、宮古島市、宮古郡、石垣市、八重山郡及び島尻郡（久米島町、伊平屋村及び伊是名村）を

| を除く。)) |

「那覇市 宜野湾市 浦添市 糸満市 沖縄市 豊見城市
うるま市 南城市 中頭郡 島尻郡(伊平屋村、伊是
名村及び久米島町を除く。)」に改める。

第241条第2号の表中

沖縄県青少年保護育成審議会	沖縄県青少年保護育成条例(昭和47年沖縄県条例第11号)第19条の規定による有害興行及び有害図書等の指定及び措置についての意見の答申に關すること。	福祉保健部	青少年・児童家庭課
沖縄県青少年問題協議会	地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号)第2条の規定による青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項の調査審議並びに関係行政機関相互の連絡調整及び関係行政機関に対する意見の具申に關すること。	福祉保健部	青少年・児童家庭課

沖縄県青少年保護育成審議会	沖縄県青少年保護育成条例(昭和47年沖縄県条例第11号)第19条第1項の規定による優良興行及び優良図書等の推奨等についての意見の答申並びに同条第2項の規定による青少年の健全な育成に関する重要事項の調査審議に關すること。	福祉保健部	青少年・児童家庭課
---------------	---	-------	-----------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月21日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県規則第57号**沖縄県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則**

沖縄県看護師等修学資金貸与条例施行規則(昭和47年沖縄県規則第149号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「2分の1に相当する金額を9月に、4分の1に相当する額を12月及び2月」を「3分の1に相当する金額を7月に、4分の1に相当する額を10月に、12分の5に相当する額を1月」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

沖縄県告示第608号

森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により伐倒駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次の事項を公表する。

平成24年12月21日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 区域及び期間

(1) 区域 名護市、うるま市、国頭村、大宜味村、今帰仁村、本部町、恩納村、読谷村、南大東村及び北大東村の区域内に存する松林のうち次のとおりとする。（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林緑地課、沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

(2) 期間 平成25年1月20日から同年3月31日まで

2 森林病害虫等の種類 松くい虫

3 行うべき措置の内容 松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤によるくん蒸をすること。

4 命令をしようとする理由 松くい虫被害のまん延防止のため

5 その他必要な事項

(1) 3に規定する措置を行う樹木及びその措置の内容については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に規定する措置を行った者又はその代理人は、当該措置を実施した後、速やかに当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所長を経由して知事にその旨を届け出ること。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでないこと。

(3) 3に規定する措置の実施に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った日から15日以内に当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に規定する措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付すること。

(4) 知事は、3に規定する樹木を所有し、又は管理する者が1(2)に定める期間内に3に規定する措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがあること。

(5) 知事は、(4)による措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、3に規定する措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがあること。

沖縄県告示第609号

森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定により特別伐倒駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次の事項を公表する。

平成24年12月21日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 区域及び期間

(1) 区域 名護市、うるま市、国頭村、大宜味村、今帰仁村、本部町、恩納村、読谷村、南大東村及び北大東村の区域内に存する松林のうち次のとおりとする。（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林緑地課、沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

(2) 期間 平成25年1月20日から同年3月31日まで

2 森林病害虫等の種類 松くい虫

- 3 行うべき措置の内容 松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）又は破碎をすること。
- 4 命令をしようとする理由 松くい虫被害のまん延防止のため
- 5 その他必要な事項
- (1) 3に規定する措置を行う樹木及びその措置の内容については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に規定する措置を行った者又はその代理人は、当該措置を実施した後、速やかに当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所長を経由して知事にその旨を届け出ること。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでないこと。
- (3) 3に規定する措置の実施に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った日から15日以内に当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に規定する措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付するものとすること。
- (4) 知事は、3に規定する樹木を所有し、又は管理する者が1(2)に定める期間内に3に規定する措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがあること。
- (5) 知事は、(4)による措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、3に規定する措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けこととなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがあること。

沖縄県告示第610号

森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により薬剤による防除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次の事項を公表する。

平成24年12月21日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 区域及び期間

- (1) 区域 名護市、うるま市、国頭村、大宜味村、今帰仁村、本部町、恩納村、読谷村、南大東村及び北大東村の区域内に存する松林のうち次のとおりとする。（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林緑地課、沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）
- (2) 期間 平成25年1月20日から同年3月31日まで

2 森林病害虫等の種類 松くい虫

- 3 行うべき措置の内容 松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、薬剤の樹幹注入による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由 松くい虫被害のまん延防止のため

5 その他必要な事項

- (1) 3に規定する措置を行う樹木及びその措置の内容については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に規定する措置を行った者又はその代理人は、当該措置を実施した後、速やかに当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所長を経由して知事にその旨を届け出ること。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでないこと。
- (3) 3に規定する措置の実施に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った日から15日以内に当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に規定する措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付するものとすること。

- (4) 知事は、3に規定する樹木を所有し、又は管理する者が1(2)に定める期間内に3に規定する措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うこ

とがあること。

- (5) 知事は、(4)による措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、3に規定する措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがあること。

沖縄県告示第611号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄防衛局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成24年12月21日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 公共測量を実施した地域 与那国町内
- 2 公共測量を実施した期間 平成24年8月2日から同年10月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（総合計画）

公 告

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成24年12月21日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達する物品等の名称及び数量 沖縄ライフサイエンス研究センター標準設置機器 1式
 - (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 納入の期限 平成25年3月29日（金曜日）
 - (4) 納入の場所 沖縄ライフサイエンス研究センター 沖縄県うるま市字州崎5番8
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
 - (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
 - (2) 購入物品に関し、点検整備の体制及び部品等の供給体制が確立されており、かつ、故障時の障害を速やかに復旧させるための対応ができる者であること。
- 3 契約条項を示す期間及び場所
 - (1) 期間 平成24年12月21日（金曜日）から平成25年1月31日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前10時から午後5時まで
 - (2) 場所 沖縄県企画部科学技術振興課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2560
- 4 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 平成25年2月1日（金曜日）午前10時
 - (2) 場所 沖縄県庁舎7階第4会議室
- 5 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を4(1)の日時までに4(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 - (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公團を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 6 入札の無効 次の入札は、無効とする。
 - (1) 入札参加資格のない者のした入札

- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

7 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成24年12月21日（金曜日）から平成25年1月7日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前10時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県企画部科学技術振興課

8 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものと落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に係のない職員にくじを引かせるものとする。

9 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県企画部科学技術振興課
- (2) 所在地 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号

10 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

11 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、4(1)の日時までに4(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 平成25年1月31日（木曜日）午後5時
 - イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県企画部科学技術振興課に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

12 Summary

- (1) ITEMS TO BE PURCHASED AND QUANTITY :Okinawa Life-Science Research Center Standard Installation Equipment (1 system)
- (2) DEADLINE FOR DELIVERY : March 29th, 2013
- (3) OPENING OF BIDS : February 1 th, 2013 (10:00 am)
- (4) POINT OF CONTACT : Science and Technology Promotion Division, DEPARTMENT OF PLANNING, Okinawa Prefectural Government, 1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa, Japan, 900-8570
Telephone : 098-866-2560

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成24年12月21日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 沖縄ライフサイエンス研究センター実験台 1式

- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 平成25年3月29日（金曜日）
- (4) 納入の場所 沖縄ライフサイエンス研究センター 沖縄県うるま市字州崎5番8
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売扱い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- (2) 購入物品に関し、点検整備の体制及び部品等の供給体制が確立されており、かつ、故障時の障害を速やかに復旧させるための対応ができる者であること。
- 3 契約条項を示す期間及び場所
- (1) 期間 平成24年12月21日（金曜日）から平成25年1月31日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前10時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県企画部科学技術振興課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2560
- 4 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 平成25年2月1日（金曜日）午前11時
- (2) 場所 沖縄県庁舎7階第4会議室
- 5 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を4(1)の日時までに4(2)の場所に納付すること。
ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 6 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 7 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成24年12月21日（金曜日）から平成25年1月7日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前10時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県企画部科学技術振興課
- 8 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたもの落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に係る職員にくじを引かせるものとする。
- 9 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県企画部科学技術振興課
- (2) 所在地 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 10 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語

(2) 通貨 日本国通貨

11 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、4(1)の日時までに4(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 平成25年1月31日（木曜日）午後5時
イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県企画部科学技術振興課に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

12 Summary

- (1) ITEMS TO BE PURCHASED AND QUANTITY :Okinawa Life-Science Research Center Lab Bench (1 system)
- (2) DEADLINE FOR DELIVERY : March 29th, 2013
- (3) OPENING OF BIDS : February 1 th, 2013 (11:00 am)
- (4) POINT OF CONTACT : Science and Technology Promotion Division, DEPARTMENT OF PLANNING, Okinawa Prefectural Government, 1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa, Japan, 900-8570
Telephone : 098-866-2560

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成24年12月21日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 超高速DNAシーケンスシステム 1式
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 平成25年3月29日（金曜日）
- (4) 納入の場所 トロピカルテクノセンター 沖縄県うるま市字州崎5番1号

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- (2) 購入物品に関し、点検整備の体制及び部品等の供給体制が確立されており、かつ、故障時の障害を速やかに復旧させるための対応ができる者であること。

3 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 平成24年12月21日（金曜日）から平成25年1月30日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前10時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県企画部科学技術振興課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2560

4 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成25年1月31日（木曜日）午前10時
- (2) 場所 沖縄県庁舎7階第4会議室

5 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を4(1)の日時までに4(2)の場所に納付すること。
ただし、次の(1)又(2)はのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公團を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

6 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

7 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成24年12月21日（金曜日）から平成25年1月11日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前10時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県企画部科学技術振興課

8 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものと落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に係のない職員にくじを引かせるものとする。

9 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県企画部科学技術振興課
- (2) 所在地 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号

10 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

11 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、4(1)の日時までに4(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
 - ア 期限 平成25年1月30日（水曜日）午後5時
 - イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県企画部科学技術振興課に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

12 Summary

- (1) ITEMS TO BE PURCHASED AND QUANTITY :Ultra-High-Throughput DNA Sequencing System(1 system)
- (2) DEADLINE FOR DELIVERY : March 29th, 2013
- (3) OPENING OF BIDS : January 31th, 2012 (10:00 am)
- (4) POINT OF CONTACT : Science and Technology Promotion Division, DEPARTMENT OF PLANNING, Okinawa Prefectural Government, 1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa, Japan, 900-8570
Telephone : 098-866-2560

訓 令

沖縄県訓令第48号

知 事 部 局

沖縄県の公共事業の施行に伴う損失補償基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年12月21日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県の公共事業の施行に伴う損失補償基準の一部を改正する訓令

沖縄県の公共事業の施行に伴う損失補償基準（昭和50年沖縄県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「近傍及び」を「近傍地及び」に改める。

第23条第2項中「近傍類地」を「近傍類似」に改める。

第26条第2項中「空間は」を「空間又は」に改める。

第35条の見出し中「仮住居等の使用」を「仮住居等」に改める。

第42条第3項第1号及び第43条第3項第1号中「前価格」を「前価額」に改める。

第49条の見出し及び同条第1項、第52条の見出し及び同条第1項並びに第56条の見出し及び同条第1項中「縮少」を「縮小」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年12月21日から施行する。

病院事業局事項

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成24年12月21日

沖縄県立中部病院長 宮城良充

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 産婦人科用超音波診断システム 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立中部病院総務課 沖縄県うるま市字宮里281番地
- 3 契約の相手方を決定した日 平成24年11月20日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社琉球光和 沖縄県那覇市西1丁目2番16号
- 5 契約金額 59,640,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 隨意契約
- 7 隨意契約の理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成24年12月21日

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター院長 我那覇仁

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 電子カルテシステム 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター 沖縄県島尻郡南風原町字新川118番地の1
- 3 契約の相手方を決定した日 平成24年10月12日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 沖縄東芝メディカル株式会社 沖縄県那覇市西1丁目19番9号（タワービル4F）
- 5 契約金額 449,925,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 隨意契約
- 7 隨意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 金城印刷 〒901-0305 糸満市西崎町五丁目9番16号
---	---